

発議第2号

令和2年3月13日

下野市議会議長 秋山幸男 様

提出者	下野市議会議員	村尾光子
賛成者	同	磯辺香代
同	同	高橋芳市
同	同	中村節子

「自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書（案）」の提出について

上記の議案を別紙のとおり、下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

自家増殖を原則禁止とする種苗法改正の取りやめを求める意見書(案)

政府は2020年1月20日に招集された第201回国会に種苗法改正案を上程する予定である。

この改正案は、農水省が「優良品種の持続的な利用を可能とする植物新品種の保護に関する検討会」にて種苗法の見直しを検討し、2019年11月15日に新品種に関する対策をとりまとめたものが元になっている。

しかし、この改正案には以下の看過できない問題点をはらんでいる。

1. 現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を、「許諾制」という形で事実上一律禁止としている。これは、これまで認められてきた農業者のタネ取り（自家増殖）の権利が著しく制限されると同時に、タネ取りする場合には許諾の手続きとその費用、たね取りをしない場合には種子を毎年購入しなければならないなど、農業者にとっては新たに大きな負担が発生することになる。このことは農業者の経営を圧迫し、ひいては地域農業の衰退を招きかねず、国連の「家族農業の10年」（2019～2028年、2017年総会で採択）や「小農の権利宣言」（2018年総会、採択）の精神とも相反するものである。

2. 農水省は、今回の改正は「日本国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調しているが、シャインマスカットやイチゴのような海外への登録品種の持ち出しや海外での無断増殖を全て防ぐことは物理的に困難である。農水省自らがかつて「有効な対策は海外での品種登録を行うことが唯一の方法である。」（2017年11月、食料産業局知的財産課）と認めているように、海外での育成者権の保護強化のために日本国内の農業者の自家増殖を禁ずる必要性はない。

3. 在来種（一般品種）は育成者権の対象外としているが、一般品種が登録される可能性も否定できない。今回の改正案では、育成者権の侵害被疑品種を栽培していると訴えられた場合、裁判の際には特性表に基づいてのみ判断するとされるため、育成者権者にとっては大変有利である一方、農業者を萎縮させ、在来種の栽培やタネ取りを断念させる可能性もある。その結果、地域で種子を守ってきたタネ取り農家とともに多様な種子が失われ、消費者の選ぶ権利を奪うことにもなりかねない。また、地域の中小の種苗会社が資金的に品種登録をする余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農業や消費者の選択肢をより一層制限することになる。

特性表活用による侵害立証の容易化は認められない。

4. 自家増殖禁止は育成者権を守るための国際標準であるとしているが、「植物の新品種の保護に関する条約」（1991年UPOV条約）では育成者権の任意的例外として第15条（2）「各締約国は、合理的な範囲内で、育成者権者の正当な利益を保護することを条件として、農業者が保護される品種（略）を自己の経営地において栽培し得た収穫物を自己の経営地において増殖の目的で使用することができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる」としている。これに基づき、既に1998年に種苗法を改正している。

自家増殖禁止は種子の多様性や地域に適した作物栽培を妨げかねず、地球規模での気候変動による食料不足が心配される中、食料自給率の低い日本においては食料安全保障の観点からも逆行している。

5. 2019年、環境省、厚労省、農水省はいわゆる「ゲノム編集」作物および食品（ゲノム操作作物・食品）を事前相談と届出のみで利用可能とする方針を表明し、10月からはゲノム編集食品については、食品安全委員会の審査手続もなく、生産の届出も任意で表示もされないままに流通が始まった。

政府は、ゲノム編集食品は遺伝子組み換え食品と違って、異なる種の遺伝子を組み換えて入れるのではないので安全であるとしている。しかし、EUなど各国ではNew GMOとして遺伝子組み換えと同様の厳しい扱いをする方針である。

農水省はゲノム編集による種子は有機認証できないとした。「ゲノム編集」種子であるとの表示は義務化されていないので、気づかずに作付けされてしまう可能性がある。従来の作物と区別なく、「ゲノム編集」作物を栽培できるようになってしまうと、交雑により有機農産物や農地が汚染される危険性が高まり、トレーサビリティも失われ、日本の農産物は輸出市場を失うことになりかねない。

「ゲノム編集」種苗については速やかに規制すべきであるが、改正案には何ら触れられていない。

以上のことから、国においては地域農業や農業者、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農業者の権利を制限する「種苗法」改正を取りやめることを強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和2年 月 日

栃木県下野市議会

提出先： 衆議院議長、 参議院議長、 内閣総理大臣、 農林水産大臣